

生命共済の内容

保障内容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		コース・口数	71歳以降 特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)+災害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金(主契約)＞		50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円
高度障害	不慮の事故により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金(主契約)＞		50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) ＜入院給付金＞	1日につき	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円	14,000円	15,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) ＜ガン入院一時金＞		2万円	4万円	6万円	10万円	14万円	20万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき (1年に1回限度) ＜6大生活習慣病入院一時金＞		1万円	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		5万円	10万円	15万円	25万円	35万円	50万円

- ※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
- ※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
- ※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
- ※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。
- ※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

<p>*1 お支払いの対象となる高度障害状態</p> <p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>4. 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの</p>	<p>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>・中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>・乳房の悪性新生物</p> <p>・女性生殖器の悪性新生物</p> <p>・男性生殖器の悪性新生物</p> <p>・腎尿路の悪性新生物</p> <p>・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</p> <p>・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</p> <p>・リンパ組織、造血組織および関連組織の</p>	<p>悪性新生物</p> <p>・独立した(原発性)多部位の悪性新生物</p> <p>・上皮内新生物</p> <p>・真正赤血球増加症<多血症></p> <p>・骨髄異形成症候群</p> <p>・慢性骨髄増殖性疾患</p> <p>・本態性(出血性)血小板血症</p> <p>・ランゲルハンス細胞組織球症</p>
<p>*2 お支払いの対象となるガン</p> <p>・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</p> <p>・消化器の悪性新生物</p> <p>・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</p> <p>・骨および関節軟骨の悪性新生物</p> <p>・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物</p>	<p>*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病</p> <p>・糖尿病</p> <p>・心疾患</p> <p>・脳血管疾患</p> <p>・肝硬変</p> <p>・慢性腎不全</p> <p>・高血圧性疾患</p>		

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。
 - ②当連合会および当該商工会議所(以下、「連合会等」という)は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
 - ③アクサ生命は、連合会等から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連する業務のために使用します。また、アクサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
 - ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
 - ⑤定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口		
15~55	平成23年11月1日 ~昭和45年11月2日	男性	70歳6ヵ月を超える方は、更新継続のみとなり、Aコース及び71歳以降特別コースから選択できます。	1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,050円		
		女性								
56~60	昭和45年11月1日 ~昭和40年11月2日	男性		1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円		
		女性		1,297円	1,946円	3,243円	4,540円	6,060円		
61~65	昭和40年11月1日 ~昭和35年11月2日	男性		2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円		
		女性		1,506円	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円		
66~70	昭和35年11月1日 ~昭和30年11月2日	男性		2,849円	65歳6ヵ月を超える方は、新規加入・更新ともにAコースのみとなります。					
		女性		1,756円						
71 (更新のみ)	昭和30年11月1日 ~昭和29年11月2日	男性		1,722円	3,443円					
		女性		1,071円	2,141円					
72 (更新のみ)	昭和29年11月1日 ~昭和28年11月2日	男性		1,842円	3,683円					
		女性		1,148円	2,295円					
73 (更新のみ)	昭和28年11月1日 ~昭和27年11月2日	男性		2,017円	4,034円					
		女性		1,244円	2,487円					
74 (更新のみ)	昭和27年11月1日 ~昭和26年11月2日	男性	2,208円	4,416円						
		女性	1,347円	2,693円						
75 (更新のみ)	昭和26年11月1日 ~昭和25年11月2日	男性	2,419円	4,838円						
		女性	1,456円	2,912円						

- ※掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。
- ※保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。)
- ※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
病気入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
出生祝金		2,500円	5,000円				
75歳満了記念品		記念品贈呈					

- 1.熊本県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- 2.病気入院見舞金について
 - ①病気による10日以上19日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
 - ②病気による20日以上29日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
 - ③①で見舞金を支払った場合、②の見舞金は支払いません。(①と②は重複しません)
 - ④5月1日より翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。
 - ⑤保険給付と重複する病気入院見舞金は支払われません。(例、胃がん入院し、死亡した場合は保険金のみのお支払いとなります)
- 3.事故通院見舞金について
 - ①不慮の事故により5日以上通院したとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。
 - ②異なる不慮の事故による通院に対して5月1日より翌年4月30日の間に年2回を限度としてお支払いします。同一の事故による通院のときは、5月1日から翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。
 - ③保険給付と重複する事故通院見舞金は支払われません。(例、骨折で5日以上入院した後の通院は対象外)
- 4.出生祝金について
 - ①出生祝金は、加入後1年以上の方を対象とします。
 - ②出生祝金の適用範囲は、加入者本人およびその配偶者とします。
- 5.75歳満了記念品について
 - ①満了記念品は保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈します。
- 6.見舞金・祝金の請求について
 - ①見舞金・祝金の請求期限は、事由発生から3年以内とします。
 - ②見舞金・祝金の申請書類は、公的機関等の発行するものおよび証明できる書類を提出してください。
- 7.「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所連合会独自の給付制度も定期保険(団体型)と同様に取扱います。

※詳細は、「見舞金・祝金・記念品制度」規約にてご確認ください。

熊本県商工会議所連合会「見舞金・祝金・記念品制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所連合会が各商工会議所に所属する会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所連合会が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所連合会が独自に給付を行う見舞金・祝金・記念品制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、各商工会議所を通じ当商工会議所連合会に対し、「生命共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・記念品とし、その内容は別表1に定めたとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。

「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1)会員事業所が当商工会議所連合会の各商工会議所の会員でなくなったとき。

(2)会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。

(3)会員事業所が「生命共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4)対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の給付事由に該当した場合は、速やかに各商工会議所を通じ、当商工会議所連合会に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(時効)

第7条 見舞金・祝金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅する。

(規約の制定・改廃)

第8条 本規約の制定および改廃は、当商工会議所連合会の決議により行う。

(付則)

この規約は、平成22年4月1日より実施する。

令和2年4月1日 一部改正

別表1 見舞金・祝金・記念品 給付内容

<給付する場合>

● 病氣入院見舞金

① 加入者が病気で継続して10日以上19日まで入院したとき、年1回を限度として、2口目を5千円(71歳以降特別コースは1口目を2.5千円)とし、以下1口につき2.5千円ずつ加算した額を支給する。

② 加入者が病気で継続して20日以上入院したとき、年1回を限度として、2口目を10千円(71歳以降特別コースは1口目を5千円)とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。

③ ①の10日以上入院見舞金と②の20日以上入院見舞金を重複しては支払わず、かつ、①②を合わせて年1回を限度とする。

● 事故通院見舞金

加入者がケガで5日以上通院したとき、年2回を限度として、2口目を10千円(71歳以降特別コースは1口目を5千円)とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。

● 出生祝金

加入後1年以上の方で加入者本人または、配偶者が出産した場合、一律5千円(71歳以降特別コースは2.5千円)を支給する。

● 75歳満了記念品

加入者が保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

● 共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失

・地震、噴火またはこれらによる津波

・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等

・核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故

● 病氣入院見舞金

・年2回以上の病氣入院見舞金請求

・死亡保険金支払を受ける場合に伴う病氣入院

● 事故通院見舞金

・同一事故での年2回以上の事故通院見舞金請求

・年3回以上の事故通院見舞金請求

・不慮の事故による入院給付金を受ける場合

● 出生祝金

・加入1年未満の方

<用語の定義>

・対象者: 生命共済に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員

・傷 害: 急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

* 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。)を含み、細菌性食物中毒は含まない。

・入 院: 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金 給付請求書類

区 分	必要書類
<病氣入院見舞金>	入院証明書または領収証(写し) ※入院日数が確認できるもの
<事故通院見舞金>	通院証明書または領収証(写し) ※通院日数が確認できるもの
<出生祝金>	出生を証明する戸籍抄本、住民票または健康保険証(写し)または母子手帳(写し)

生命共済のお取扱い

加入資格・条件

- 熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で令和8年5月1日現在年齢が14歳6か月を超え70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、65歳6か月を超える方はAコースのみとします。なお、70歳6か月を超える方は75歳6か月まで更新のみできます。
 - コース制限 新しく加入する場合
 - ・年齢が14歳6か月を超え65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
 - ・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
 - 更新継続する場合(更新時5月1日時点において)
 - ・年齢が65歳6か月までの方……Aコース～Eコース
 - ・年齢が65歳6か月を超え70歳6か月までの方……Aコースのみ
 - ・年齢が70歳6か月を超え75歳6か月までの方……Aコースおよび71歳以降特別コース
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4)に限ります。次の留意事項を必ずお読みの方え、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。) ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症*5、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 各商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取ください。
- 各商工会議所会員入会申込みと同時(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。
 - *4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
 - *5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があらと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに各商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所連合会独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所連合会独自の給付制度の受取人は事業主です。各商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

保険期間

保険期間は1年間(令和8年5月1日～令和9年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、各商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、契約者に配当金としてお返しいたします。

税法上のお取扱い

契約形態				税法上の根拠
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	掛金	
法人	役員・従業員	法人	損金算入	法基通9-3-5 所基通36-31の2
		被保険者の遺族	損金算入(*1)	
個人事業主	事業主	事業主の遺族	必要経費とならない	直審3-8 所基通36-31の2
	従業員 (生計を一にしない親族を含む)	事業主 被保険者の遺族	必要経費	

(*1) 役員または部長、その他特定の従業員(これらの者の親族を含む)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としている場合は、当該役員または従業員に対する給与扱いとなり、個人の課税対象となります。

記載の税務についてのお取扱いは令和8年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする! アクサの付帯サービス

<p>① ストレスチェック機関紹介・取次サービス</p> <p>全国のストレスチェック実施施設を Web・お電話でご紹介いたします。</p>	<p>④ 健診機関紹介・取次サービス</p> <p>全国の提携健診施設を Web・お電話でご紹介いたします。</p>
<p>② メンタルサポートサービス</p> <p>臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供します。</p>	<p>⑤ 健康電話相談サービス</p> <p>気になる症状や育児・介護のご相談や、医療機関情報など、専門の相談員が24時間対応いたします。</p>
<p>③ 禁煙外来紹介サービス</p> <p>全国15,000施設以上の医療機関を Web・お電話でご紹介いたします。</p>	<p>⑥ 人間ドック・PET 検診サービス</p> <p>地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。</p>

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

定期保険(団体型)は契約者:熊本県商工会議所連合会、被保険者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:熊本県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは令和8年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

熊本県商工会議所連合会

熊本商工会議所
TEL 096-354-6688

八代商工会議所
TEL 0965-32-6191

荒尾商工会議所
TEL 0968-62-1211

人吉商工会議所
TEL 0966-22-3101

水俣商工会議所
TEL 0966-63-2128

本渡商工会議所
TEL 0969-23-2001

玉名商工会議所
TEL 0968-72-3106

山鹿商工会議所
TEL 0968-43-4111

牛深商工会議所
TEL 0969-73-3141

[定期保険(団体型)引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]